

改正品確法に基づく運用指針を踏まえた 国土交通省官庁営繕部の主な取組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 松尾 徹

本稿では、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日。以下、「運用指針」)を踏まえた国土交通省官庁営繕部の主な取組みの概要について紹介します。

運用指針は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」)が昨年6月改正され、新しく規定された第22条に基づき作成されたものです。公共工事の発注者は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を適切に実施することが求められます。

官庁営繕部は、これまでも品確法や同法律に基づく基本方針等を踏まえ、各省各庁及び都道府県・政令市と連携して成績評定の相互利用を行う取組みなどを進めてきました。これまでの取組みも踏まえながら進めている最近の取組みを紹介します。

1 運用指針の構成等

運用指針は、表1に示す構成となっています。

運用指針は、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定められました。

「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものとなっています。

表1 運用指針の構成

- I. 本指針の位置付けについて
- II. 発注関係事務の適切な実施について
 - 1. 発注関係事務の適切な実施
 - 2. 発注体制の強化等
- III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について
 - 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- IV. その他配慮すべき事項

運用指針で示されている取り組むべき事項のうち、「II. 発注関係事務の適切な実施について」に示されている「予定価格の適正な設定」、「適切な工期設定」、「適切な設計変更」「発注者間の連携体制の構築」等に関する官庁営繕部の主な取組みを紹介します。

発注関係事務の運用に関する指針の全体構成				
○ 運用指針の関係資料は、「①指針本文」「②解説資料」「③其他要領」により構成				
資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 （関係省庁 申合せ）	品確法（第22条） 及び 基本方針 （閣議決定）	・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査（結果はとりまとめ公表）	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な 実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 （国土交通省）	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取 組事項の具体事例や既存の要 領等による解説 ・取組事項について実務面での 参考となる事項
③其他要領	各省庁 （必要に応じて 適宜策定）	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取 組事項について実務面での参 考となる事項

図1 指針の全体構成

2

「発注関係事務の適切な実施」に 関する取組み

（1）「予定価格の適正な設定」に関する取組み

運用指針では、「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する」、「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する」とされています。

○営繕積算方式

「営繕積算方式」は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に加え、公共建築工事の円滑な施工確保対策や現場の実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行うことにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適

正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応することができる積算方式です。このことは、本誌を手にとられている皆様にとっては周知のことと思います。

官庁営繕部は、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成し、被災3県において説明会を行い、普及を図ってきました。このマニュアルは、被災地に限らず広く公共建築工事に適用できる共通の内容が多く含まれていること、品確法の適切な運用を図ることから、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「公共建築工事営繕積算方式活用マニュアル【普及版】」を27年1月に作成しました。

○見積活用方式

「見積活用方式」とは、公共建築工事積算基準類に基づく価格（積算価格）と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式のことを言います。



図2 指針の概要

「見積活用方式」の具体的な運用方法等については、営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式を示した「「見積活用方式」運用マニュアル（案）」を平成26年2月に作成しました。マニュアル（案）では、見積活用方式の流れ、入札公告等の記載方法、見積依頼書の様式等を示しています。

(2) 「適切な工期設定」に関する取組み

改正品確法における発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること」と規定されており、運用指針においても「工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める」とされています。

官庁営繕部は、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を平成27年3月に公表しました。発注者が適切な工期を設定するため、調査・設計段階からの取り組む事項や、工期の検討に際して

考慮すべき要因や条件等を示すとともに、工期の変更を行う必要がある場合等を示しています。

(3) 「適切な設計変更」に関する取組み

運用指針では、「施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う」とされています。

官庁営繕部は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」を平成27年5月に改定しました。本ガイドライン（案）は、平成26年3月に策定していたものを、改正品確法において発注者の責務が規定されたことを受けて必要な見直しを行ったものです。

これまで紹介したマニュアルやガイドライン等は、国土交通省ホームページに掲載しています。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント	
運用指針とは ：品確法第22条に基づき、 地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成 ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、 発注者共通の指針 として、体系的にとりまとめ ▶ 国は、 本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表	
必ず実施すべき事項	実施に努める事項
予定価格の適正な設定 予定価格の設定に当たっては、 適正な利潤を確保 することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、 適正な工期を前提 とし、 最新の積算基準を適用 する。	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 各発注者は、 工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択 し、又は組み合わせる。
歩切りの根絶 歩切りは、 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第1号の規定に 違反 すること等から、 これを行わない 。	発注や施工時期の平準化 債務負担行為の積極的な活用 や 年度当初からの予算執行の徹底 など予算執行上の工夫や、 余裕期間の設定 といった契約上の工夫等を行うとともに、 週休2日の確保 等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、 発注・施工時期等の平準化 を図る。
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ダンピング受注を防止するため、 低入札価格調査制度 又は 最低制限価格制度の適切な活用を徹底 する。 予定価格は、原則として事後公表 とする。	見積りの活用 入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合 等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより 予定価格を適切に見直す 。
適切な設計変更 施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、 適切に設計図書の変更 及びこれに伴って必要となる 請負代金の額や工期の適切な変更 を行う。	受注者との情報共有、協議の迅速化 各発注者は 受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答 に努める。設計変更の迅速化等を目的として、 発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議 を、必要に応じて開催する。
発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会 等を通じて、各発注者の 発注関係事務の実施状況等を把握 するとともに、各発注者は 必要な連携や調整 を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、 地域発注者協議会等 を通じて、 国や都道府県の支援を求め る。	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて 完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価 を実施する。

図3 指針の主なポイント

「公共建築の品質確保」のページで「工事関係」、「設計関係」、「発注者間の連携強化」の観点に整理して関連資料を掲載していますので、必要に応じた資料をご覧ください。

3 「発注体制の強化」に関する取組み

(1) 「発注者に対する必要な支援」に関する取組み

運用指針では、「国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める」とされています。

全国の官庁営繕の職員が直に行う取組みとして、公共建築相談窓口と出前講座について紹介します。

○公共建築相談窓口

国土交通省官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所等に公共建築相談窓口を設置しています。相談して良かったと思っただけのような営繕部の職員が丁寧に対応します。

公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けていますので、全国の窓口にお気軽にお問い合わせ下さい。

○出前講座

国土交通省は出前講座も行っています。官庁営繕部が行う講座のうち品質確保に関連する講座を次ページに抜粋して掲載します。なお、これは本省が実施する講座です。地方整備局等も出前講座を実施しています。地方整備局等で実施している講座内容については、各機関のホームページでご確認下さい。

公共建築相談窓口とあわせて、複数の方々と同時に説明を行うことができる出前講座もぜひご利用下さい。

(2) 「発注者間の連携体制の構築」に関する取組み

運用指針では、「各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共有の課題への対応や各種施策の推進を図る」ことや「各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整」を行うこととされています。

平成27年5月に開催された全国営繕主幹課長会議において、「発注者支援に係る事例収集」を行うことや、実情把握等のため「市町村を対象とするアンケート調査」を行うことが確認されました。

平成19年に同会議がとりまとめた「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討報告」では、2358市町村を対象に実施したアンケート結果が示されています。

アンケートが行われた平成17年当時、約4割の市町村で技術職員が1人もいない状況にあったことが分かります。平成19年の報告書は、国土交通省ホームページ（全国営繕主幹課長会議のページ）に掲載されています。今回の調査結果等については、平成28年に開催される同会議においてとりまとめ、報告される予定です。

<関連URL>

▶公共建築の品質確保

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html

▶公共建築相談窓口

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

▶出前講座（本省）

https://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html

▶全国営繕主幹課長会議

http://www.mlit.go.jp/gobuild/shukan_shukan.htm

表2 関連する出前講座（国土交通省ホームページより抜粋）

No.	講座名	主な対象	講座内容
18	建築設計の品質確保 (設計者選定、業務成績評価)	地方自治体等 公共建築設計業務 発注機関、設計 者団体等	建築設計の品質確保の取組としての設計者選定(プロポーザル方式等)や業務成績評価に関して、取組内容や基本的な考え方等を説明する。
20	公共建築工事の工事監理業務	地方自治体等 公共発注機関、建 設業関連団体	工事監理業務委託について、国土交通省が実施している方式を紹介するとともに、工事監理業務の定義や委託方式の基本的な考え方について説明する。
27	営繕工事における入札契約制度	行政関係者、建 設業関連団体等	国土交通省官庁営繕部で実施している工事の入札契約方式について紹介しま す。
29	公共建築工事の円滑な施工確保	行政関係者、建 設業関連団体等	円滑な施工確保対策及び改正品確法に基づく官庁営繕の取り組みについて 『営繕積算方式』活用マニュアルなどを用いて紹介します。
30	営繕積算方式	行政関係者、建 設業関連団体等	「営繕積算方式」は、現場実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行い、適 正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等を適切に対応する方法で、 公共建築工事の円滑な施工確保対策に有効な手法であることを説明します。
33	営繕工事請負契約における設計 変更ガイドライン(案)	地方自治体等 公共発注機関、建 設業関連団体	発注者と受注者間の適切な設計変更・手続き等を実施するための「営繕工事請 負契約における設計変更ガイドライン(案)」について説明する。

表3 公共建築相談窓口

組織	窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111 23224 23227	全国
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153
		保全指導・監督室		5513
関東地方整備局	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—
	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114
		計画課課長補佐		5153
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—
	北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880
技術課			076-263-4585	—
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—
		技術課	054-255-1421	—
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—
		岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153
		保全指導・監督室室長補佐		5513
				5514
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—
鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—	
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152